

【社会保険労務士法人 大槻経営労務管理事務所】

配信登録をいただきまして、誠にありがとうございます。

大槻事務所のメールマガジンをお送りいたします。

2012年5月号

\*.☆

## 【目次】

▼法改正ニュース

▼大槻事務所だより 5月号

[http://www.otuki.org/p\\_otsukidayori/pdf/vol38.pdf](http://www.otuki.org/p_otsukidayori/pdf/vol38.pdf)

▼合格体験記（社労士試験合格への道） 社会保険労務士 土井 裕介  
（社会保険労務士法人 大槻経営労務管理事務所 職員）

▼7月セミナーのご案内

▼法改正ニュース

＊ ＊労働者派遣法改正法＊ ＊

派遣労働者をめぐる雇用環境の変化、ここ数年の「偽装請負」「日雇派遣」「二重派遣」「派遣切り」「専門 26 業務偽装」等違法事案も背景に審議されてきた労働者派遣法改正法が H24 年 3 月 28 日に参議院本会議で可決成立されました。

法律の名称に「派遣労働者の保護」を明記し、目的規程に「派遣労働者の保護・雇用の安定」と明記する他、「事業規制の強化」「派遣労働者の無期雇用化や待遇の改善」「違法派遣に対する迅速・的確な対処」の 3 つの柱の基に改正された内容をお知らせいたします。

1. いわゆる「派遣切り」の多発や、雇用の安定性に欠ける派遣形態の横行を阻止する目的の『事業規制の強化』

- ・ 日雇派遣（日々又は 30 日以内の期間を定めて雇用する労働者派遣）の原則禁止（適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務の場合、雇用機会の確保が特に困難な場合等は例外）
- ・ グループ企業内派遣の 8 割規制、離職した労働者を離職後 1 年以内に派遣労働者として受け入れることを禁止

2. 派遣労働者の不透明な待遇決定、低い待遇の固定化を目指す『派遣労働者の無期雇用化や待遇の改善』

- ・ 派遣元事業主に、一定の有期雇用の派遣労働者につき、無期雇用への転換推進措置を努力義務化
- ・ 派遣労働者の賃金等の決定にあたり、同種の業務に従事する派遣先の労働者との均衡を考慮

- ・ 派遣料金と派遣労働者の賃金の差額の派遣料金に占める割合（いわゆるマージン率）などの情報公開を義務化
- ・ 雇入れ等の際に、派遣労働者に対して、一人当たりの派遣料金の額を明示
- ・ 労働者派遣契約の解除の際の、派遣元及び派遣先における派遣労働者の新たな就業機会の確保、休業手当等の支払いに要する費用負担等の措置を義務化

### 3. 偽装請負などの違法派遣の増加、行政処分を受ける企業の増加に対する『違法派遣に対する迅速・的確な対処』

- ・ 違法派遣の場合、派遣先が違法であることを知りながら派遣労働者を受け入れている場合には、派遣先が派遣労働者に対して労働契約を申し込んだものとみなす
- ・ 処分逃れを防止するため労働者派遣事業の許可等の欠格事由を整備

◆国会での主な修正点：「登録型派遣・製造業務派遣の原則禁止」の削除、「登録型派遣・製造業務派遣の在り方」を検討事項とされました。また原則禁止される日雇派遣の範囲を「2ヶ月以内」から「30日以内」に修正、原則禁止の例外に「雇用機会の確保が特に困難な場合等」を追加されています。また、労働契約申込みみなし制度については施行日を「法の施行から3年経過後」に延期としています。

◆施行期日：交付日から6ヵ月以内の政令で定める日（労働契約申込みみなし制度の施行日は、法の施行から3年経過後）

---

#### ▼大槻事務所だより

5月号の特集は「会社員も国民年金？」です。

[http://www.otuki.org/p\\_otsukidayori/pdf/vol38.pdf](http://www.otuki.org/p_otsukidayori/pdf/vol38.pdf)

---

#### ▼合格体験記（社労士試験合格への道）

### 第二章 ～使った教材～

初学者ということもあったので、情報は沢山あった方がいいだろうと考え、あらゆる問題にも対応できるように、予備校の教材の他に市販のテキストや問題集を買い込みました。

予備校で与えられたものは、講義用として使い、帰りの電車には持ちやすい小さなもの。家で勉強する時は、基本的な問題だけではなく、応用した問題にも対応できるように、少し厚めでボリュームのあるテキストと問題集を用意しました。

問題集の進め方は、週に一度ある予備校の講義で進んだ範囲の過去問を解くようにしました。労働基準法で適用事業から労働時間まで講義が進めば、適用事業から労働時間のところまでの問題を解きます。その週の講義で進んだ範囲の問題を次の講義までの一週間で終わらせる予定でしたが、まったく予定通りにはいきません。最初は分からないことばかりなので、問題を解くのにも時間がかかります。さらに

間違えた箇所の復習には、その倍以上の時間がかかりました。また、問題集を何冊か持っていたために、あっちもこっちも手を出すことになり、できている問題を何度も解き、間違えた問題については、復習をせずに何度も解いたため、同じ間違いを何度も繰り返すという効率の悪い進め方をしていました。

実際の進捗状況としては、予定していた範囲の6~7割ほどで終わってしまいました。私は、4~5社の教材を使ったのですが、講義の範囲を終わらせようとするれば、テキストの文字を追っただけで終わってしまい、また、問題集もいろいろと手を出しすぎて、流して解くのが精一杯でした。時間があるはずの私にもこのボリュームを消化するには、限界がありました。

今思えば、予備校で使う教材だけで十分試験範囲はカバーできていたのです。それだけでは足りないと思いに思い込み、いろいろな教材に手を出してしまい、結果として一番大切な復習がまったくできず、間違えた箇所の復習をしなかった為に、受験生の中で正答率の高い問題を間違えてばかりでした。

社労士試験に合格するためによく言われていた事は、「みんなが解ける問題は絶対落としてはいけない」「みんなが解けない問題は深追いしてはいけない」です。情報（テキストや問題集）が沢山あっても消化できなければ意味がありません。

与えられものを完璧にこなすことに徹していれば、もっと効率よく勉強できたと、後になって後悔しました。

つづく

～今月の格言～

「一冊のテキスト、過去問を完璧にしてから次へ行け！」

◆私のよく間違えた過去問（今月は厚生年金保険法より）

被保険者の死亡当時その者によって生計を維持していた 55 歳以上の養父母及び死亡前に直系血族の者の養子となっている子や孫で、18 歳に到達する日後の最初の 3 月 31 日までの間にあるか又は 20 歳未満で障害等級 1 級若しくは 2 級に該当する者は、遺族厚生年金の受給資格者となることのできる遺族である。

→ ×

子や孫については、18 歳に到達する「日以後」の最初の 3 月 31 日までの間にあるか、又は 20 歳未満で障害等級 1 級若しくは、2 級に該当する状態にあり、かつ「現に婚姻をしていないこと」が遺族厚生年金を受ける要件とされる。

細かなところですが、私はこの問題に「日後」と「日以後」の違いで何度も引っ掛かってしまいました。受験生の皆さん、こういった問題や日付、起算日には十分注意しましょう。

---



の方も社会に出てから初めてのGWはどのように過ごされたのでしょうか。GW初めには各地で夏日が記録され、汗ばむ陽気となってきました。これから労働社会保険業務では労働保険年度更新、社会保険算定基礎届など年に1回の集計、算定業務が続きます。

ご不明な点等ございましたら、どうぞ大槻事務所までお問い合わせ・ご相談ください！

編集・発行：社会保険労務士法人 大槻経営労務管理事務所 加藤 悦子

問い合わせ： [info@otuki.org](mailto:info@otuki.org)

Web サイト： <http://www.otuki.org/>